

指定介護老人福祉施設重要事項説明書

1 特別養護老人ホーム「百石荘」介護老人福祉の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	特別養護老人ホーム 百石荘
所在地	青森県上北郡おいらせ町沼端370-1
電話番号	0178-50-1055
FAX番号	0178-50-1057
事業所番号	0272500703
その他の居宅サービス	通所介護 指定事業所番号 0272500216
	訪問介護 指定事業所番号 0272500265
	訪問入浴介護 指定事業所番号 0272500505
	短期入所生活介護 指定事業所番号 0272500273
	認知症対応型共同生活介護 指定事業所番号 0272500844

(2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者	社会福祉士	1名			1名	介護従事者及び業務の管理
医師	医師免許 歯科医師免許		1名 1名		2名	利用者の健康管理に従事する
生活相談員	介護支援専門員	1名		計画作成担当者	1名	利用者の生活相談及び直接処遇職員の業務の調整
計画作成担当者	介護支援専門員	1名		生活相談員	1名	利用者の心身の状況に応じてサービス計画の作成等に従事する。
機能訓練指導員	准看護師	1名		看護職員	1名	利用者の機能訓練指導に従事する。
栄養士	栄養士	1名			1名	利用者の給食指導及び健康管理調整・給食業務に従事する。
介護・看護職員	准看護師	2名			2名	利用者の介護、生活援助等利用者の日常生活の維持向上につながる処遇の業務に従事する。
	介護福祉士	12名			12名	
	その他	6名	2名		8名	

(3) 当事業所の設備の概要

定員	50 人	静 養 室	7 m ²
居室	4 人部屋 1 室 (41.07 m ²)	医 務 室	1 室 20 m ²
	2 人部屋 2 室 (23.53 m ²)	相 談 室	33.4 m ²
	1 人部屋 2 室 (14.10 m ²)	機 能 訓 練 室	54 m ²
浴室	一般浴槽 33.2 m ²	食 堂	199.32 m ²
	特殊浴槽 25.82 m ²		

2 当事業所の特徴等

(1) 運営の方針

介護保険の趣旨に従い、常に入居者本位のサービスを提供するように努めるとともに、より適切なサービスの提供ができるよう職員の資質の向上を図ります。

(2) サービス利用のために

事 項	備 考
男性従業員	6 名
従業員への研修の実施	年 3 回以上 研修を実施しています。
サービスマニュアル	事業計画書に添った適切なサービスを提供します。
変更の申込み方法	電話・直接来訪等により受け付けています。 介護支援センターでも受け付けています。
その他	

(3) サービスの利用に当たっての留意事項

面会	面会時間 特に定めていません。 (来訪者が宿泊する場合は、必ず許可を得てください)
外出・外泊	外出の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。 外泊の際には、必ず行き先と外泊先の電話番号を申し出てください。
飲酒・喫煙	必ず決められた場所で行ってください。
金銭、貴重品の管理	本人・家族からの申し出があれば、当事業所で管理します。 ただし、その場合は管理料として月額 1,000 円いただきます。
所持品の持ち込み	持ち込みは自由ですが、不安な場合は、当事業所に預けて下さい。
設備、器具の利用	故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、 自己の費用により原状に復するか、相当の代価を支払うものとします。

3 サービスの内容

サービス	内 容
食事	・朝食 午前 7 時～ ・昼食 午後 12 時～ ・夕食 午後 6 時～
入浴	週に最低 2 回入浴していただきます。 ただし、状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合もあります。
生活相談	当事業所職員に、日常生活に関することなどについて相談できます

機能訓練	心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能訓練を実施します。
介護	入居者個人が求める居心地の良さに応えられるような援助を目指します。 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
健康管理	看護・介護職員により毎朝健康状態をチェックし、管理します。
レクリエーション	ご希望により、レクリエーション・クラブ活動に参加していただくことができます。

4 利用料金

(1) 利用料

① 介護老人福祉施設利用料

	多床室				従来型個室			
	1日当たりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額			1日当たりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担		1割負担	2割負担	3割負担
要介護度1	5,890円	589円	1,178円	1,767円	5,890円	589円	1,178円	1,767円
要介護度2	6,590円	659円	1,318円	1,977円	6,590円	659円	1,318円	1,977円
要介護度3	7,320円	732円	1,464円	2,196円	7,320円	732円	1,464円	2,196円
要介護度4	8,020円	802円	1,604円	2,406円	8,020円	802円	1,604円	2,406円
要介護度5	8,710円	871円	1,742円	2,613円	8,710円	871円	1,742円	2,613円

付加サービスの利用料（入居者の状況、状態・施設の体制によって変わります。）

	1日当たりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
日常生活継続支援加算	360円	36円	72円	108円
栄養マネジメント強化加算	110円	11円	22円	33円
夜勤職員配置加算（Ⅲ）イ	280円	28円	56円	84円
初期加算（30日以内）	300円	30円	60円	90円
入院・外泊加算（6日以内）	2,460円	246円	492円	738円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	30円	3円	6円	9円
療養食加算（1日3回を限度）	60円	6円	12円	18円
看護体制加算Ⅰ（イ）	60円	6円	12円	18円
看護体制加算Ⅱ（イ）	130円	13円	26円	39円
排泄支援加算（Ⅰ）	100円（月額）	10円	20円	30円
排泄支援加算（Ⅱ）	150円（月額）	15円	30円	45円
排泄支援加算（Ⅲ）	200円（月額）	20円	40円	60円
若年性認知症入居者受入加算	1,200円	120円	240円	360円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	500円（月額）	50円（月額）	100円（月額）	150円（月額）
安全対策体制加算（入所時1回のみ）	200円	20円	40円	60円
退所時情報提供加算（1回限り）	2,500円	250円	500円	750円
協力医療機関連携加算1	1,000円（月額）	100円（月額）	200円（月額）	300円（月額）

協力医療機関連携加算 2	50円(月額)	5円(月額)	10円(月額)	15円(月額)
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	100円(月額)	10円(月額)	20円(月額)	30円(月額)
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	50円(月額)	5円(月額)	10円(月額)	15円(月額)
新興感染症等施設療養費(月5日限度)	2,400円	240円	480円	720円
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1,000円(月額)	100円(月額)	200円(月額)	300円(月額)
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	100円(月額)	10円(月額)	20円(月額)	30円(月額)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ): 介護保険適用利用料金の14.0%の金額となります。				

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者様の負担額を変更します。

② 食 費

	1日当たりの利用料金
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階①	650円
第3段階②	1,360円
第4段階	1,445円

③ 居住費

	1日当たりの利用料金	
	多床室	従来型個室
第1段階	0円	380円
第2段階	430円	480円
第3段階①	430円	880円
第3段階②	430円	880円
第4段階	915円	1,231円

④ その他の費用

日常生活費	貴重品の管理	1,000円
	散髪代	1,000円
	レクリエーション費用	実費
	クラブ活動費	実費
	経管栄養及び吸引実施者	実費
	その他必要な物は、実費をいただきます。	

(2) 料金の支払い方法

毎月、5日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、自動口座引落とし、銀行振込、現金集金の3通りの中から自由に選べます。

5 サービスの利用について

(1) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

退居を希望する日の30日前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が他の介護保険施設に入居を希望した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ お客様が亡くなられた場合

③ その他

- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、サービス契約終了の30日前に文書で通知し、退居していただく場合があります。
- ・ お客様が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は、入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
- ・ お客様が、契約締結時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ お客様が、故意又は重大な過失によりサービス事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

6 サービス内容に関する苦情

① 事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者	受付担当 木村 歩
電 話	0178-50-1055
受付日	年中（12月29日～1月3日を除く）
受付時間	午前8時～午後5時

② 事業所の苦情解決責任者

担当者	管理者 吉田 長一
電 話	0178-50-1055
受付日	年中（12月29日～1月3日を除く）
受付時間	午前8時～午後5時

③ その他

当事業所以外に、お住まいの市町村又は青森県国民健康保険連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・青森県国民健康保険連合会連絡先

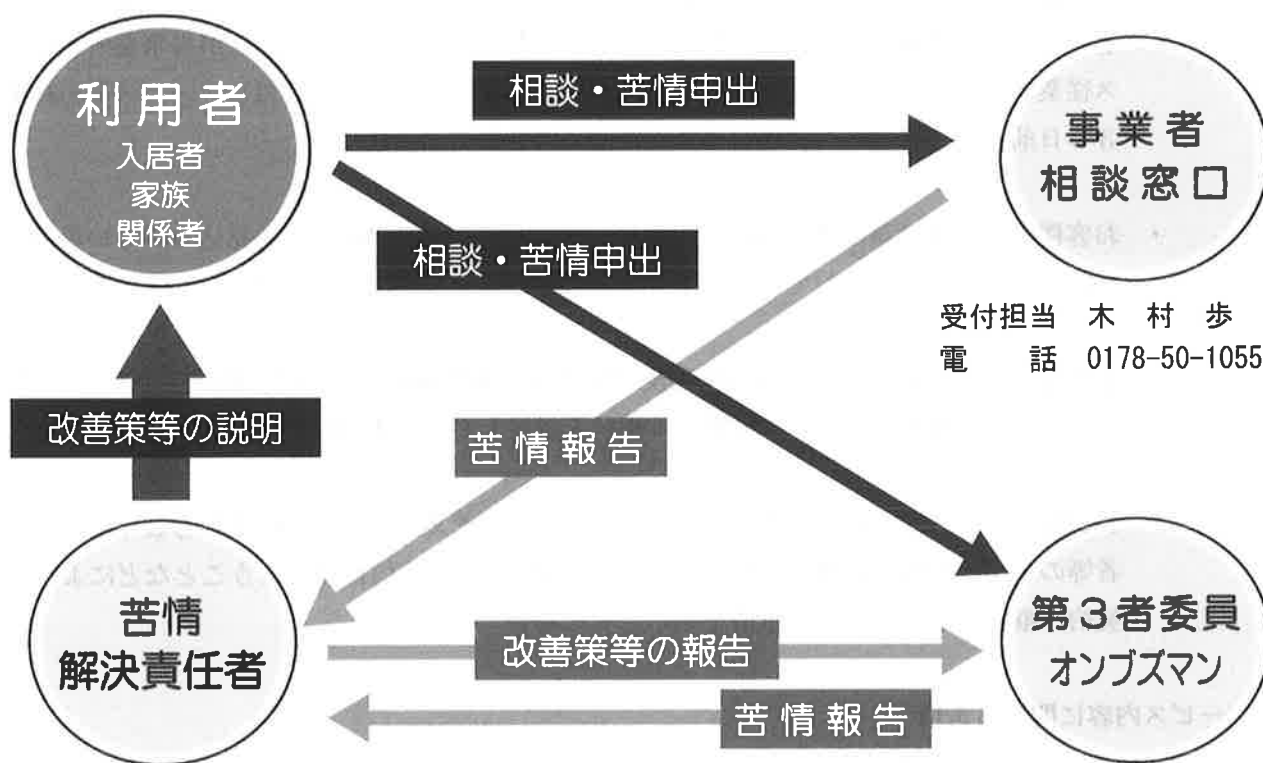
TEL 017-723-1301

・おいらせ町介護福祉課連絡先

TEL 0178-56-4705

④ 苦情解決方法

苦情受付担当者、第三者委員、オンブズマンが苦情の直接受付、苦情内容の報告聴取、話し合いの立会いなどを行い解決する。苦情受付の流れは、以下ようになります。



管理者 吉田 長一
電話 0178-50-1055

第三者委員
松本 光生 0178-52-2667
近藤 治夫 0178-27-9030
ハネット福祉オンブズマン
館下 久美子 0178-24-1492
大屋 美波 //

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・ご家族・介護支援専門員へ連絡いたします。

主治医	氏 名 おいらせ病院	
	連絡先	上北郡おいらせ町上明堂 1 番 1 TEL 0178-52-3111
主治医	氏 名 木村歯科医院	
	連絡先	上北郡おいらせ町下明堂 1 番 8 TEL 0178-52-7701
ご家族	氏名	
	連絡先	電話番号

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、お客様に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は社会福祉法人全国社会福祉協議会と損害賠償保険契約を結んでおります。

9 非常災害対策

防災時の対応	地域における災害協力隊を結成し、年 1 2 回以上の防災訓練を実施している。
防災設備	非常災害整備には常に有効に保持するよう努める。
防災訓練	防火教育及び基本訓練（消火・通報・非難）・・・年 1 回以上
	利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年 1 回以上
	非常災害用設備の徹底・・・・・・・・・・・・・随時
防火管理責任者	事業所管理者をあてる。

10 虐待の防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	介護主任 木村 歩
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 身体的拘束について

事業者は、原則として入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

12 入院時の対応について

利用者が入院した場合、入院時のお世話は基本的に御家族が対応することとなります。尚、入院のお世話を施設でおこなった場合、実費程度の費用が必要となる場合があります。

13 町外の外診について

協力病院（おいらせ病院）以外の町外病院等への外診のお世話は、御家族へ協力を求めることとなります。尚、遠方の病院への外診時は、別途交通費（実費程度）が生じる場合があります。

14 その他

- ・従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ・従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。
- ・利用者が、入居困難な状態となった場合は、両者協議の上、他施設への移動がありえます。

15 施設サービス利用中に起こりうる危険について

当施設ではご利用者が快適な生活を送っていただけるよう、安全、安楽な環境づくりに配慮します。しかし、ご利用者の身体的な状況や病気、その他の様々な理由によって事故や、体調不良による急変が伴うことを十分にご理解ください。

なお、施設サービス利用中に起こりうる危険については、自宅での生活においても十分に起こりうるものであると考えます。

(1) 骨折、外傷、頭蓋内損傷、内出血、皮膚剥離などの受傷

(外傷につながる例)

- ・歩行時の転倒による受傷。
- ・ベッド、車いす、椅子などからの転落による受傷。

高齢者は、骨や血管、皮膚が弱く少しの衝撃であっても重症となってしまうことがあります。また、施設介護において身体拘束は原則的に禁止事項となっており、基本的には身体拘束や行動の制限は行いません。

(2) 病気の急な悪化や、新たな病気の発症

(病気の急な悪化や、新たな病気の発症の例)

- ・持病や新たな疾患を原因とした急変により、脳や心臓、全身などに症状が現れ、重大な症状を引き起こす事や、死に至る可能性。(脳血管系疾患、心疾患、糖尿病など)
- ・加齢や障害による嚥下能力の低下によって引き起こされる、食事や急な嘔吐による誤嚥、誤飲、窒息。

高齢者は、体力の低下もあり急な病変に対して体が対応しきれず重症化したり、最悪の場合は死に至ることがあります。全身状態が悪化した場合、当施設の判断で救急搬送を行うことがあります。

(3) 物品の損壊、紛失など

ご利用者が日常生活を営まれるために欠かすことのできない、補聴器、眼鏡、または少額の金銭については、認知力の低下により損壊や紛失される可能性があります。ご利用者本人が管理される物につきましては、自己責任でお願いします。また、装飾品や時計などにおいても同様の取り扱いといたします。

(4) 施設からの離設

認知症などにより危険予測等の判断能力が低下したことが原因で、施設から出てしまわれる(以下、離設とします。)可能性があります。離設防止のため、細心の注意を払っていきますが捜索中に重大な事故につながる可能性があります。また、施設から離設されたと判断された場合、警察への通報を行う事があります

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 青森県上北郡おいらせ町沼端 370-1

名 称 特別養護老人ホーム 百石荘

説明者氏名 _____ ⑩

私は、本書面により、特別養護老人ホーム百石荘から指定介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者住所 _____

氏名 _____ ⑩

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ ⑩